阿蘇くじゅう国立公園 南阿蘇ビジターセンターにおける 飲食物・アクティビティ等提供事業 公募要領

九州地方環境事務所

阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける 飲食物・アクティビティ等提供事業公募要領

九州地方環境事務所

1. 公募の目的

阿蘇くじゅう国立公園に位置する南阿蘇ビジターセンター(以下、南阿蘇 VC という。)は、自然情報の発信、自然ふれあい活動の拠点として、また、本国立公園の自然や文化を分かりやすく案内する施設として、九州地方環境事務所(以下、「九州事務所」という。)が整備している。阿蘇くじゅう国立公園が、平成 28 年 7 月に環境省の「国立公園満喫プロジェクト」**の取組を先行実施していく国立公園に選定されたことを受け、九州事務所では利用者がより快適に南阿蘇 VC を利用することができるよう、平成 30 年に建物北側に展望デッキを併設した。また、令和 4 年度には、地域事業者等により、南阿蘇 VC 及びその周辺において、電動自転車・電動キックボードを活用したアクティビティ提供や乗馬体験の提供に関する試行が行われ、南阿蘇 VC の魅力向上に一定の効果があると認められた。

このため、南阿蘇 VC 及びその周辺の利用促進を目的として、南阿蘇 VC を活用した飲食物・アクティビティ等提供事業を実施する者(以下、「事業者」という。)を公募するものである。

※「国立公園満喫プロジェクト」については以下のURLを参照

http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html

2. 施設の概要

(1) 所在地

熊本県阿蘇郡高森町高森 3219

(2) 構造

鉄筋コンクリート造平屋建

(3)面積

建築面積 527.02 ㎡ 展望デッキ面積 258 ㎡

(4) 建設年月

南阿蘇 VC: 昭和 58 年 (平成 26 年に展示リニューアル)

展望デッキ:平成30年完成

(5) 施設概況

建物内:展示スペース、休憩スペース、多目的ルーム等

展望デッキ:展望スペース

設備(展望デッキ): テーブル、イス、パラソル、屋外トイレ(南阿蘇 VC と供用)

- ・事業運営の都合上、事業者による建物及び屋外トイレの解錠が必要な場合、休暇村南阿蘇 と協議の上、鍵の管理の方法について決定する。
- (6) 施設の写真

別添8のとおり

3. 使用許可予定区域

- ・使用許可予定区域は、別添3を基本とする。
- ・使用許可区域の詳細については、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所担当官(以下、「環境省担当官」という。)と協議の上、決定する。

4. 年間利用状況

南阿蘇 VC

年	度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数		12,574 人	17,910 人	19,275 人	13,324 人	14,843 人

5. 使用許可等に関する基本的事項

(1) 国有財産使用許可等

- ① 使用許可方法
 - ア 事業者は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び国立公園集団施設 地区等管理規則(昭和28年厚生省令第49号)第4条第1項に基づく行政財産の使用許 可(以下、「使用許可」という。)を得た上で、有償により飲食物等提供事業を運営する。
 - イ 飲食物等を提供するために必要な手続き(消防署や保健所に関する手続き等)は、事業 開始前までに事業者が行うこと。

② 申請方法

ア 使用許可にあたっては、あらかじめ、九州事務所長宛に、所定の様式(別添4)による 土地・建物使用申請手続きを行わなければならない。

③ 使用許可期間

- ア 使用許可期間は、上記①の使用許可を得てから上限1年間とする。なお、使用許可条件等に違反した等の特段の事情が無く、かつ、令和6年1月中に実施予定の「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業業務評価委員会(仮称)」での評価結果で南阿蘇VCの魅力向上に一定の効果があると判断された場合、更に1年間を限度に更新することができる。この場合、事業者は環境省担当官と協議の上で使用許可期間終了の3ヶ月前までに土地・建物使用の更新手続きを行うものとする。
- イ 使用許可期間の始期は、令和5年4月以降とする。
- ウ 使用許可期間には、事業者が行う諸設備の設置、撤去、原状回復等に要する期間を含む ものとする。
- エ 事業者が自己の都合により事業を終了させる等の使用物件の変更又は廃止をしようと するときは、事前に所定の様式により九州事務所長に申し入れなければならない。

④ 国有財産使用料

1 ㎡あたりの年額使用料は、毎年度の不動産鑑定評価額等により算定する。

令和4年実績(年間1m3あたり)

南阿蘇 VC カウンタースペース	5,989円(税抜き)
自転車等の格納スペース	35円(税抜き)
馬係留スペース	35円(税抜き)
展望デッキ及び隣接スペース	35円 (税抜き)

⑤ 使用許可の変更等

別添5のとおり使用許可の取り消し又は変更を行うことがある。

(2) 事業者の負担する費用等

事業者が負担する費用は次のとおりである。

- ① 国有財産使用料
- ② 原状回復費用(事業者の責による施設の修繕も含む)
- ③ 開設、運営にあたって設備等を設置し、又は変更するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
- ④ 運営にあたって電気を使用する場合には、応分の電気料及び電力使用量計測用子メーター 設置費等
- ⑤ 使用許可区域及びその周辺の保全にかかる経費 具体的には、使用許可区域及びその周辺の日常の保守点検、清掃等の経費
- ⑥ 運営に要する備品、消耗品等
- ⑦ 廃棄物の処理に要する費用
- ⑧ 保健所への申請等官公庁手続きに要する費用
- ⑨ その他、通信費等運営に要する一切の経費
- ⑩ 阿蘇くじゅう国立公園の環境保全に関する貢献として、阿蘇くじゅう国立公園の管理の費用に充てる収益の一部

(3) 損害賠償

- ①事業者は、利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもって事業運営を行わななければ ならない。
- ②事業者は、事業運営に起因した食中毒、ケガをはじめとするその他の損害を国又は利用者その 他第三者に与えたときは、その責を負わねばならない。また、その際事業者は、利用者その他 第三者の苦情を含め誠意を持って対応し、必要に応じ甲に書面で報告するとともに、南阿蘇ビ ジターセンター運営協議会に情報を共有すること。

(4) 守秘義務

事業者は、事業運営で知り得た九州地方環境事務所の秘密を漏らしてはならない。

- (5) 使用上の制限
 - ① 別添5に掲げる条件のとおり使用上の制限を行う。
 - ② 事業者は、国有財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をしてはならない。

(6) 広告物

営業内容を明らかにする等ための広告物を設置する場合は、原則として、展望デッキの手すり

に掲出することとし、あらかじめ使用許可(上記2.(4)使用許可予定面積とは別)を得なければならない。なお、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理計画書(別添7)に従い、広告物の規模、デザイン等は、南阿蘇集団施設地区の品位、建築意匠を損ねず、かつ、景観上支障のないものとすることとし、詳細については環境省担当官と協議の上、決定する。

6. 飲食物・アクティビティ等提供事業の運営について

- (1) 飲食物・アクティビティ等提供事業の運営については、別添6の協定書に定めるところによる。なお、事業者に選定された場合は、同協定書を締結するものとする。
- (2) 営業期間は、原則として4月から11月までとするが、事業者から提案があった場合、11月以降の営業も可能とすることとし、詳細については環境省担当官と協議の上、決定する。
- (3) 営業日及び営業時間は事業者からの提案に基づき、九州事務所長と協議の上、決定する。なお、南阿蘇 VC への誘客を促進する観点から、南阿蘇 VC の開館時間及び休館日を踏まえた営業日及び営業時間を設定すること。

【南阿蘇 VC の開館状況】

開館時間:9:00から17:00まで

休館日:毎週水曜日(ただし、水曜が祝日の場合は翌営業日を休館とする。)

- (4)公共施設で有料の事業を実施することから、事業者は環境に配慮した運営に努め、可能な限り阿蘇くじゅう国立公園の環境保全に貢献すること。
- (5) 事業者が飲食物・アクティビティ等提供事業で使用する水については、事業者で用意すること。ただし、トイレや清掃などでの少量の水の使用についてはこの限りでない。

7. 公募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業者に選定された場合は、事業の責任者が九州内に在住すること。
- (4) 飲食等の営業に必要な許可を有すること。
- (5) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

8. 公募要領の交付方法

(1) 交付期間

令和5年1月25日(水)から令和5年2月8日(水)まで

(2) 交付方法

九州事務所ホームページに公募要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして

入手すること。

http://kyushu.env.go.jp/index.html

(3) 問い合わせ先

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 担当:三宅、渡辺

TEL: 0967-34-0254 メール: NCO-ASO@env. go. jp

- 9. 応募に関する質問の受付及び回答
- (1) 受付先
 - 8. (3) に同じ
- (2) 受付方法

持参又はメールにて受け付ける

(3) 受付期間

令和5年2月8日(水) 17時まで (持参の場合は12時から13時までを除く。)

(4)回答

令和5年2月9日(木)17時までに、応募者に対してメールにより行う。

- 10. 資格要件に係る提出書類、提出期限等
- (1) 提出書類(別添様式1)
- ①応募者が「法人」 の場合
 - ア 会社概要(別添様式2-1及び2-2)
 - イ 定款又はそれに代わるもの
 - ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
 - エ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し
 - オ 応募する時点で店舗責任者が九州内に在住していない場合は、事業者に選定された 場合に九州内に在住することを明記した文書(様式任意)
 - カ その他、資格要件確認において必要な資料
- ②応募者が「個人」の場合
 - ア 履歴書 (様式任意)
 - イ 身分証明書(公的機関発行のもの。)
 - ウ 登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明)(法務 局発行のもの)
 - エ 開廃業届出証明書(税務署発行のもの)
 - オ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し
 - カ 応募する時点で九州内に在住していない場合は、事業者に選定された場合に九州内に在 住することを明記した文書(様式任意)
 - キ その他、資格要件確認において必要な資料

- (2) 提出期限等
- ①提出期限

令和5年2月8日(水)17時

- ②資格要件に係る書類の提出場所及び作成に関する問い合わせ先
 - 8. (3) に同じ
- ③提出部数

1部

④提出方法

持参、郵送(提出期限必着)又はメールによる。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

- ⑤提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時までは除く)と する。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業運営事業者公募に係る資格要件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件資料は、無効とする。
 - ウ 提出された資格要件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行 うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした資格要件に係る資料は、無効にする。
 - オ 資格要件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - カ 提出された資格要件に係る書類は、九州事務所において、資格要件の審査以外の目的に 提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業者候補者として選定された者が提出した資 格要件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第4 2号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当 な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。
- ⑥ 資格審査の回答

令和5年2月13日(月)17時までに、応募者に対してメールにより行う。

- 11. 企画書について
- (1)提出書類(別添様式3)

企画書

- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限

令和5年2月22日(水)17時

- ② 企画書の提出場所及び作成に関する問合せ先
 - 8. (3) に同じ
- ③ 提出部数

5部

④ 提出方法

持参、郵送(提出期限必着)又はメールによる。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時までは除く)と

する。

- イ 郵送する場合は、封書の表に「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業運営事業者公募に係る企画書在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書は、無効とする。
- ウ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 資格要件を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。
- カ 虚偽の記載をした企画書は、無効にする。
- キ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出された企画書は、九州事務所において、企画書の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業者候補者として選定された者が提出した企画書の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。
- ケ 事業者は、原則的には自らが提出した企画書の内容に従って飲食物等提供事業を運営するものとするが、諸事情の変化により企画書の内容の一部変更を九州事務所長が指示する場合がある。その場合は、九州事務所長と事業者の協議において、決定するものとする。
- コ 本公募において知り得た一切の秘密は、他に漏らしてはならない。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る資格要件に係る提出書類及び企画書については、別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類等に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

13. 運営事業者の選定方法

提出された企画書について、書類審査による審査を実施する。

① 日時

令和5年2月下旬(予定)

② 審査の実施及び選定

審査は、「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物等提供事業運営事業者評価基準及び採点表」(別添資料1)に基づき、提出された企画書について行い、事業の目的に最も合致し優秀な企画書を提出した1者を選定する。

③ 結果通知

原則として審査の日から1週間以内に通知するものとする。

【添付資料】

別紙1 暴力団排除に関する誓約事項

別紙 2 企画書作成事項

別添様式1 資格要件書類の提出について

別添様式2-1及び2-2 会社概要及び役員名簿

別添様式3企画書の提出について別添資料1評価基準及び採点表別添1南阿蘇VC位置図

別添 2 施設概要図

別添 3使用許可予定区域面積別添 4国有財産使用許可申請書別添 5国有財産使用許可書(案)

別添6 協定書(案)

別添7 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理計画書

別添8 南阿蘇VCの写真